

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路 運送車両法等の一部を改正する法律

(平成一六年五月二六日法律第五五号)

一、提案理由(平成一六年四月一五日・参議院国土交通委員会)

国務大臣(石原伸晃君) ただいま議題となりました自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

我が国の自動車保有台数は、今日、七千七百万台を超え、自動車は国民各層に普及し、正に国民生活に欠くことのできないものとなっておりますので、自動車の所有者等の利便性の向上等を図るために、時代の要請に対応して自動車関係手続に係る諸制度を見直していくことが求められております。

具体的には、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法に基づき作成された e J a p a n 重点計画を踏まえ、自動車の保有に伴い必要となる検査・登録、保管場所証明、納税等各種の行政手続を電子情報処理組織を使用してまとめて行うことができることとする、いわゆるワンストップサービスを実施すること等により自動車の所有者等の利便性の向上を図ることが必要となっております。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、自動車の新規登録等における所有者等の負担の軽減等を図る観点から、申請の際に提出することとされている譲渡証明書等について、自動車製作者等の民間機関が電子的に登録情報処理機関に提供する等により国土交通大臣がその内容を確認できる場合には、申請者は当該証明書を提出しなくてもよいこととしております。

第二に、譲渡証明書等に記載すべき事項の提供を受け、当該提供をした者についての確認を行い、国土交通大臣の照会に対して回答する業務を行う登録情報処理機関に関する規定を整備することとしております。

その他、回送運行許可証の有効期間を一年以内に延長することとする等所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案を提案する理由です。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告(平成一六年四月二一日)

輿石東君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、道路運送車両法等の規定に基づく自動車の新規登録等に係る手続における所有者等の負担の軽減等を図るため、自動車の譲渡証明書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる等、これらの手続を電子情報処理組織を使用して行うことができるよう所要の規定の整備を行う等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、ワンストップサービス導入のメリットと住民基本台帳カードを利用できない住民への対応、個人情報の保護対策の充実強化、自動車保管場所証明審査の迅速化、ワンストップサービスの代行手数料の軽減その他について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表し大沢委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年四月二 日）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、自動車関係手続のワンストップサービスの導入に当たっては、個人情報が漏洩した際には回復しがたい損害を引き起こすことから、個人情報の保護対策を十分に講じ、国民の納得が得られるようシステムの信頼性・安全性の確保に万全を期し、その普及・促進に努めること。
- 二、本サービス導入の効果を最大限に生かすため、利用者にとって使い易く分かり易いことなど利用者利便の一層の向上を図るとともに、現在数日を要している自動車保管場所証明書の標準処理日数の短縮を指導すること。
- 三、登録情報処理機関がシステムの設計・運用を行うに当たっては、関係行政機関と効率かつ確実に連携出来る仕組みを構築するとともに、個人情報の正確性の確保、その保護・管理に万全の責務を果たすように、国として指導に努めること。
- 四、自動車の所有者等の負担の軽減を図るといふ制度の趣旨にかんがみ、登録手数料等各種利用者手数料及び登録情報処理機関の手数料について、その算定の内容が利用者に明らかになるよう努め、本サービスの円滑な運用を行うこと。

右決議する。

三、衆議院国土交通委員長報告（平成一六年五月二 日）

赤羽一嘉君 ただいま議題となりました法律案につき、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

我が国の自動車保有台数は、今日、七千七百万台を超え、まさに国民生活に欠くことのできないものとなっており、自動車の所有者等の利便性の向上を図るため、自動車関係手続に係る諸制度を見直していくことが強く求められております。

本案は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法に基づき作成された e J a p a n 重点計画を踏まえ、自動車の保有に伴い必要となる検査・登録、保管場所証明、納税等、各種の行政手続を電子情報処理組織を使用してまとめて行うことができることとす

る、いわゆるワンストップサービスを実施すること等により、自動車の所有者等の利便性の向上を図ろうとするものであります。

その主な内容は、

第一に、自動車の新規登録等を行う際に提出が求められている譲渡証明書や完成検査終了証等について、自動車製作者等が電磁的方法により登録情報処理機関に提供したときは、これらの証明書を提出しなくてもよいこととすること、

第二に、警察署長に対し、保管場所証明書に相当する通知を運輸支局等に対して行うよう申請したときは、保管場所証明書の提出をしなくてもよいこととすること、

第三に、規制緩和の観点から、回送運行許可証の有効期間を六カ月以内から一年以内に延長すること
などであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月十三日本委員会に付託され、十四日石原国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十九日に質疑を行い、同日質疑を終了いたしました。質疑終了後、討論を行い、採決いたしました結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、登録情報処理機関における個人情報の厳格な取り扱いが確保されるよう、登録基準の厳正な運用を図ることなど、六項目の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年五月一九日）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 自動車関係手続のワンストップサービス・システムの導入に当たっては、個人情報の漏えいを未然に防止することが特に求められることから、国のシステムにおける個人情報の保護対策に万全を期することはもとより、登録情報処理機関における個人情報の厳格な取扱いが確保されるよう、登録基準の厳正な運用を図るとともに、情報処理業務の実施に係る法定義務が確実に遵守されるよう、適切な指導・監督に努めること。
- 二 ワンストップサービス・システムの導入に当たっては、国及び各都道府県の関係機関が統一してシステムの開発に参加し、その導入が円滑に進むよう努めること。また、その運用に当たっては、国民が安心して利用できるシステムの安全性と信頼性の確保に万全を期すること。
- 三 本サービスの円滑な実施とその普及を図るため、自動車所有者等の利用者に、本サービスの仕組みや利用方法、効果などについて、関係省庁が連携して十分な周知を行うとともに、高齢者や身体障害者をはじめ全ての利用者にとって使いやすく分かりやすい操作法とするなど、利用者利便の一層の向上に努めること。
- 四 自動車所有者等の負担の軽減を図るといふ制度の趣旨にかんがみ、自動車関係手続

の電子化に伴う国や登録情報処理機関における業務の効率化によるメリットが自動車所有者等に還元されるよう努めること。

五 本サービスの導入と併せ、電子化に対応できない自動車検査証等の受渡しに係る手続負担の軽減を図るとともに、現在数日を要している自動車保管場所証明書の標準処理日数の短縮等について指導すること。

六 ワンストップサービス・システムの利用については、新規登録自動車のみならず、中古車、抹消登録をする自動車、軽自動車等についてもその利用が速やかに可能となるよう、これらの自動車を含めたシステムの稼働に努めること。